

消費税率引上げ対策チェックリスト

今回の消費税率引上げは、価格転嫁ができなければ、利益の縮減等経営に大きな影響を及ぼします。下記のチェックリストをご確認のうえ、早めに対策を行いましょう。

□ 取引先から消費税率引上げ分を減額してくれと要請されたらどうしよう？

⇒新たに消費税の転嫁拒否等の行為（減額、買いたたき等）を取締まる法律（※）が成立し、平成 25 年 10 月 1 日から施行されます。

□ お客様に商品の本体価格が分かるような価格表示にしたい！

⇒総額表示義務が緩和され、外税表示や税抜価格の強調表示が平成 25 年 10 月 1 日から認められます。（※）

□ 消費税率引上げにあわせ、「消費税還元セール」を行っても大丈夫？

⇒消費税に関連するような形での安売り宣伝や広告を行うことが平成 25 年 10 月 1 日から禁止されます。（※）

□ 消費税率引上げ後も、旧税率（5%）が適用される契約（経過措置）について、詳しく知りたい！

⇒契約の時期、内容など一定要件を満たす取引については、平成 26 年 4 月の税率引上げ以後も、旧税率が適用になる場合があります。

□ 消費税率引上げに備えて、経営の見直しを行いたい！

⇒新税率を踏まえた価格戦略、原価や財務の見直し等は早めの対策が必要です。

（※）平成 25 年 6 月 5 日に国会で成立した転嫁対策特別措置法（「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」）により以下の施策が講じられます。施行日は平成 25 年 10 月 1 日です。具体的なガイドライン等は、今後、政府から発表されます。

- ①消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置
- ②消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置
- ③価格の表示（外税表示、税抜価格の強調表示）に関する特別措置
- ④消費税の転嫁カルテル及び表示カルテルに関する特別措置

上記に当てはまる事業者は、長門商工会議所までご相談ください。

（相談無料・秘密厳守）

<お問い合わせ先>

長門商工会議所 支援課 TEL : 0837-22-2266